

諏訪市告示第 120 号

諏訪市広告掲載取扱要綱の一部を改正する要綱

諏訪市広告掲載取扱要綱（平成 28 年諏訪市告示第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項中「及び委員」の次に「8 人以内」を加え、同条第 3 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（4）その他市長が別に定める者

第 12 条第 3 項第 5 号及び第 6 号を削り、同条第 11 項中「企画部財政課契約係」を「企画部財政課管財係」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 7 月 30 日から施行する。